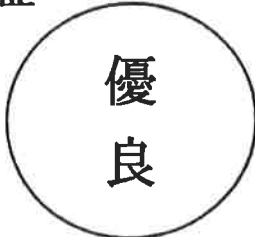


産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 長崎県長崎市住吉町15番17号

氏名 株式会社長崎環境美化 代表取締役 奥野 良功



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

長崎県知事 中村 法道



許可の年月日 平成29年 9月19日

許可の有効年月日 平成35年 8月29日

1. 事業の範囲

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん
(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)
(水銀含有ばいじん等を除く。)
(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
以上19種類(下記2のとおり積替え・保管行為を含む。)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

Table with 5 columns: 所在地, 産業廃棄物の種類, 面積, 保管上限, 積上上限高, その他. Location: 長崎県西彼杵郡時津町野田郷1059番地14. Rows include 汚泥, 廃酸, 廃アルカリ, 廃プラスチック類, and ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず.

(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)

(裏面に続く)

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 3 年	8 月 3 0 日	産業廃棄物収集運搬業新規許可
平成 8 年	8 月 3 0 日	産業廃棄物収集運搬業更新許可
平成 1 3 年	3 月 2 日	産業廃棄物収集運搬業変更許可
平成 1 3 年	8 月 3 0 日	産業廃棄物収集運搬業更新許可
平成 1 3 年	9 月 7 日	産業廃棄物収集運搬業変更許可
平成 1 8 年	8 月 3 0 日	産業廃棄物収集運搬業更新許可
平成 2 3 年	8 月 3 0 日	産業廃棄物収集運搬業更新許可
平成 2 7 年	7 月 1 日	産業廃棄物収集運搬業変更許可
平成 2 8 年	8 月 3 0 日	産業廃棄物収集運搬業更新許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第 9 条の 2 第 5 項の規定による許可証の提出の有無 無

白紙禁止